

八千代市上下水道局公告 第2-16号

地方自治法施行令第167条の6の規定により、制限付き一般競争入札を次のとおり公告する。

令和8年10月15日

八千代市事業管理者 豊田和男



第1 一般競争入札に付する事項

- 1 工事名 汚水人孔・管渠修繕
- 2 工事場所 八千代市公共下水道区域内
- 3 工期 令和9年2月4日
- 4 工事概要 別紙のとおり
- 5 週休2日制適用工事
 - (1) 本工事は、週休2日制適用工事(発注者指定型)である。
 - (2) 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日(4週8休以上)達成相当の経費を補正している。
 - (3) 受注者が週休2日交代制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交代制工事に変更することができる。
 - (4) 受注者が、工事着手前に完全週休2日(土日)の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休2日(土日)相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。
 - (5) 週休2日制の実施にあたっては、「八千代市上下水道局週休2日制適用工事実施要領(以下「要領」という。)」に基づき行うこと。
 - (6) 本工事における要領の適用については、令和8年10月1日付改正後の要領附則第2項の規定に関わらず、改正前の要領の規定の例によるものとする。
- 6 入札方式 事後審査型入札
(入札参加資格の審査を入札執行後に行う。)
- 7 予定価格 事後公表
- 8 最低制限価格 事後公表
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 契約金額の100分の10以上
- 11 支払条件等 履行後一括払
(契約金額が200万円以上の場合には前金払可)
前金払については、八千代市財務規則第156条の2及び八千代市公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払取扱要領第3条及び第7条の規定により、契約金額の4割(地方自治法施行規則附則第3条第3項各号に掲げる要件に該当する場合で既にした前金払に追加して前金払をするときは2割)を超えない範囲内で請求できる。
- 12 工事担当課 上下水道局 下水道課

揭示期間

令和8年11月5日まで

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- 1 八千代市競争入札参加資格者名簿に土木一式工事で等級格付A・B・Cで登載されている者
- 2 建設業法に定める建設工事の種類のうち、土木一式工事で建設業の許可を有する者
- 3 八千代市内に本店を有する者
- 4 土木一式工事に係る法令で定める適切な技術者を配置できる者
- 5 公告の日から過去10年以内に工事が完了し、引渡しの済んだ、国又は地方公共団体の発注した土木一式工事を元請として施工した実績を有する者

ただし、共同企業体による実績の場合は、代表構成員としての実績とする。

- 6 八千代市制限付き一般競争入札実施要領第3条第3項に該当しない者

第3 入札の日程

申請期限	令和8年10月22日（木）午後5時まで
入札参加資格の確認通知 ※事後審査型の入札のため、現時点で入札参加資格を有すると確認したものではありません。	令和8年10月23日（金）午後5時まで 入札参加申請の締め切り後に、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により通知する。
設計図書の閲覧期間	令和8年10月15日（木）から 令和8年11月5日（木）午前11時00分まで
設計図書に関する質問受付期間及び提出先	入札参加資格の確認通知後から 令和8年10月27日（火）午後5時まで 電子メールにより提出すること。 提出先：八千代市上下水道局 下水道課 E-mail: gesuidou3@city.yachiyo.chiba.jp
設計図書に関する質問に対する回答期限	令和8年10月29日（木）までに ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）の本公告の掲載先に回答のファイルを追加して掲載する。 ※質問がない場合は掲載しない。
入札書の提出期間	令和8年11月2日（月）午前9時から 令和8年11月5日（木）午前9時まで （ただし、午前0時から午前8時までを除く）
開札予定日時	令和8年11月5日（木）午前11時00分から
事後審査資料提出期限 （落札候補者のみ提出）	令和8年11月6日（金）午後5時まで ※開札の日時の変更や再入札等の場合、日時が変更となる場合がある。 具体的な提出期限は落札候補者に送付する「事後審査資料提出依頼通知書」による。

第4 入札参加資格の確認等

1 入札参加申請

本工事の入札参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（入札情報サービスよりダウンロードする）を電子入札システムにより提出しな



ければならない。

※電子入札システムによる提出が困難な場合は、「紙入札方式参加届出書」と併せて経営企画課に書面で提出すること。また、代理人により提出する場合は「委任状」を提出すること。

2 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に落札候補者に対して行う。

3 事後審査資料の提出

開札後、落札候補者となった者に「事後審査資料提出依頼通知書」を通知するので、通知を受けた落札候補者は同通知の指定する日時（原則として通知の翌日（市の休日にあたる場合はその翌日）午後5時）までに、以下の書類を提出しなければならない。

①	建設業許可通知書の写し （許可通知書若しくは許可証明書の写し）
②	配置予定技術者の資格等が確認できる書類の写し （監理技術者の場合は、監理技術者証の写し（表裏））
③	過去の施工実績（契約書の写し又は施工証明書）のわかる書類 ア 公告において明示した工事のコーンズ工事カルテ又は契約書等の写しで、発注機関名、工事名、契約金額、工事概要等が確認できるもの。 イ 共同企業体としての施工実績を提出する場合は、出資比率等が明示されている契約書等を添付すること。

3 提出方法

上記の提出書類を、上から順に電子ファイル化（PDF等）し、電子入札システムの添付機能により提出すること。

第5 設計図書の閲覧方法

入札情報サービスに掲載するので、閲覧又は必要に応じてダウンロードすること。

第6 入札書等の提出方法

入札参加資格の確認結果通知を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、電子入札システムにより入札金額を入力し、見積内訳書を電子入札システムの添付機能により提出すること。

※入札参加申請の際に、「紙入札方式参加届出書」を提出している場合には、経営企画課へ書面により提出すること。また、同申請を電子入札システムにより申請したが、やむを得ない事情により電子入札システムによる入札が行えない場合には、「紙入札方式参加届出書」を（代理人によるときは「委任状」も）併せて提出すること。

第7 入札書に記載する金額

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第8 入札に関する注意事項

- 一旦提出した入札書の書換え、引換え、変更又は撤回をすることはできない。
- 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札

システムによる電子くじにより落札者を決定する。

- 3 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- 4 入札参加を希望する者が1者の場合には、入札を取りやめることがある。
- 5 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。代理人は同一入札において2人以上の代理人となることはできない。
- 6 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができない。

第9 入札の無効

- 1 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- 2 同一人がした2以上の入札
- 3 必要事項を欠く入札
- 4 明らかに連合であると認められる入札
- 5 電子認証書を不正に使用した入札
- 6 再度入札における入札金額が初回の最低入札金額以上の入札
- 7 入札書に記載された金額と見積内訳書の金額に相違があり、重大かつ明白な不備がある入札
- 8 見積内訳書の提出のない入札（ただし、あらかじめ見積内訳書の提出が必要ないと説明のあったとき、又は再度入札を除く）
- 9 その他入札に関する条件に違反した者の入札

第10 異議の申し立て

入札後は、いかなる理由をもっても、入札人がなした入札に異議を申し立てることができない。

第11 開札

- 1 開札場所
八千代市上下水道局 2階 経営企画課
- 2 開札の方法
開札は、電子入札システムにより行う。

第12 落札者の決定

本工事は、最低制限価格を設けているので、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、確認書類等の審査を行った結果、入札参加資格があると確認された場合は落札者と決定する。最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は失格とする。

第13 再度入札

開札の結果、予定価格に達した者がいない場合は、1回に限り再度入札を行う。再度入札の日時は、電子入札システムにより通知する。

第14 契約の締結

落札者は、落札者の決定の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。

第15 その他

- 1 資格確認資料作成説明会及び現場説明は実施しない。
- 2 資格確認資料のヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には説明を求めることがある。
- 3 提出された資格確認資料は返却しない。なお、「公共工事の入札及び契

約の適正化の促進に関する法律」に基づき公表することを承諾すること。

- 4 完成期限は、事情により変更することがある。
- 5 落札者は、落札によって得た権利を第三者に譲渡してはならない。
- 6 落札者は、原則として、資格確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置するものとする。
- 7 落札者は、社会保険等（健康保険，厚生年金保険，雇用保険）の届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい，当該届出の義務がない者を除く）とは，原則下請契約を締結してはならない。
- 8 この公告に記載する事項以外の事項については，八千代市財務規則，八千代市制限付き一般競争入札実施要領，八千代市最低制限価格取扱要領，八千代市電子入札システム運用基準及び八千代市電子入札約款のとおりとする。

第16 問い合わせ先

八千代市大和田新田312番地5

八千代市上下水道局 経営企画課

電話：047-483-6572

FAX：047-483-6111

E-mail：keiei1@city.yachiyo.chiba.jp

別紙

工事概要

工 事 名	汚水人孔・管渠修繕		
工 事 場 所	八千代市公共下水道区域内		
本工事は、老朽化した人孔及び管渠の修繕を行う工事である。			
＜工 事 内 容＞			
人孔直壁部			
断面補修（腐食部分）	A, B 箇所	52 箇所	
断面補修（腐食部分）	C 箇所	2 箇所	
断面補修（破損部・クラック・目地ずれ部）	A, B 箇所	12 箇所	
断面補修（破損部・クラック・目地ずれ部）	C 箇所	1 箇所	
足掛補修		192 本	
人孔目地			
浸入水補修	B, C 箇所	6 箇所	
人孔管口部			
破損補修 φ 800 未満		36 箇所	
破損補修 φ 800 以上		2 箇所	
インバート補修		2 箇所	